

事業主・事業主団体の方へ

事業所内託児施設 助成金のご案内



お申込みはお早めに

- 申請時期にご注意ください。
- この助成金についてのご相談・お問い合わせは最寄りの婦人少年室へどうぞ

〒112 東京都文京区後楽1-7-22
東京婦人少年室
電話 (3814) 5372番
FAX (3814) 5373番
5619番

事業所内託児施設は仕事と育児の両立をサポートします

■事業所内託児施設は、育児休業法において、子供を養育する労働者に対する事業主の援助措置の一つとされています。

労働省婦人局

この助成金は
企業内福祉制度の一環として
新たに事業所内に託児施設を設置し運営を開始する
事業主・事業主団体の方に対して
それに要した経費の一部を
助成するものです

【助成金の額】

事業所内託児施設の設置・運営に要した費用の1/2の額が助成金として受給できます。

設置費

新築又は購入に要した費用(土地の取得に要した費用は除く)の1/2

2,250万円を限度(1施設当たり)

運営費

専任の保母等の人物費及び事業所内託児施設が賃貸借施設である場合の賃借料の1/2

**年間370万円を限度(1施設当たり)
助成期間 最長5年間**

※ 助成金のご利用方法は次の2タイプがあります。

●設置費・運営費タイプ

助成額 = 設置費×1/2(≤2,250万円) + 運営費×1/2(≤370万円) × 5年間

●運営費タイプ 申請時期によって、Aコース又はBコースのいずれかのコースで助成

Aコース (運営費を5年間助成するコース)

助成額 = 運営費×1/2(≤370万円) × 5年間

Bコース (運営費をおおむね4年間助成するコース)

助成額 = 運営費×1/2(≤370万円) × おおむね4年間

【助成金を受給できる方】

この助成金を受給できる方は、次のすべてに該当する事業主です。

- 雇用保険の適用事業の事業主又は事業主団体であること。
- 新たに設置し運営開始する一定要件を備えた事業所内託児施設について計画を作成し、労働大臣の認定を受けること。
- 労働大臣の認定を受けた計画に基づき、事業所内託児施設を運営すること。
- 育児休業制度の実施及び子供を養育する労働者に対する援助措置を講じていること。(事業主団体においては、構成員の1/3以上の事業主が実施していること。)

助成金を受給できる事業所内託児施設

この助成金を受給できる事業所内託児施設は、施設の規模、構造・設備、職員、利用状況等について、児童福祉施設最低基準に準じた一定の要件を満たすことが必要です。

- 乳幼児の定員がおおむね10人以上であり、乳幼児1人当たりの面積は原則として7m²以上であること。
- 事業所内託児施設の構造・設備が乳幼児の保育に適するもので、かつ、非常災害に対する設備が設けられていること。
- 保育に従事する者は、少なくとも2人(うち有資格の保母等が1人)以上いること。
- 託児時間は、雇用する労働者が利用しやすいものであること。
- その他

【助成金の受給手続】

計画の認定申請

●設置・運営計画
《設置費・運営費タイプ》

「事業所内託児施設設置・運営計画認定申請書」に必要書類を添付し、婦人少年室経由で労働大臣に提出してください。

〈提出時期〉 設置の着手の2か月前まで

●運営計画
《運営費タイプ》

「事業所内託児施設運営計画認定申請書」に必要書類を添付し、婦人少年室経由で労働大臣に提出してください。

〈提出時期〉 Aコース 運営開始の2か月前まで
Bコース 運営開始の2か月前の日の翌日から運営開始後1年を経過する日まで

助成金の支給申請

●設置費

「事業所内託児施設助成金支給申請書」に必要書類を添付し、婦人少年室経由で労働大臣に提出してください。

〈提出時期〉 運営開始日が1月1日～6月末日の場合

→ 7月1日～7月末日まで

運営開始日が7月1日～12月末日の場合

→ 翌年の1月1日～1月末日まで

●運営費

「事業所内託児施設助成金支給申請書」に必要書類を添付し、婦人少年室経由で労働大臣に提出してください。

〈提出時期〉 毎年1月1日～12月末日までの支給対象該当期間について

→ 翌年の1月1日～1月末日まで

※ なお平成7年10月からは、認定申請及び助成金支給申請先が財團法人21世紀職業財團に代わる予定です。

- 助成金の受給対象となる事業所内託児施設の設置費・運営費に関して、国、雇用促進事業団及び労働大臣から助成金等を受けている場合は、この助成金を受けることはできません。
- 偽りその他の不正の行為により助成金を受給した場合は、受給した助成金の一部を返還していただくことになります。
- 「事業所内託児施設」は児童福祉法の無認可保育施設に該当し、その運営や保育内容等に関しては、都道府県の保育行政の指導の対象となります。
- この助成金の受給対象となった固定資産については、所得税法の規定による「国庫補助金等の総収入金額不算入」又は法人税法の規定による「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の取扱いを受け、課税の繰り延べができます。